

奈 政 行 第 3 7 号

平 成 24 年 7 月 31 日

奈良市監査委員 中 村 勝三郎 様  
同 中 本 勝 様  
同 松 村 和 夫 様  
同 井 上 昌 弘 様

奈良市長 仲 川 元 庸

包括外部監査の結果及び意見に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果及び意見に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成22年度包括外部監査「市税の賦課及び徴収に関する事務の執行について」の結果に対する措置状況について

## I 市民税の賦課について

### 2. 個人市民税について

(市民税課)

#### 【監査結果】

#### ① 申告漏れ調査の管理を徹底すべきである

「平成21年度所得調査票・法定調書に伴う呼び出し状・所得不確定分調査票について（平成21年9月10日起案、決裁）」によると、納税義務の有無を確かめるために調査票を発送した件数は8,140件である。市は全市民を対象にローラー的に納税義務の有無を調査して、調査票送付対象者を選別している。調査票に対して回答がないものや回答内容が不明確なものについては本人や過去の事業所に連絡をとる等の対応を行っている。それでも不明確なものについては調査カードに記録され、当該年度のみならず、次年度以降の調査や次年度の市・県民税申告書発送対象者の抽出などに活用されている。このように、個々のケースを見れば処理の進捗が容易に確認できる。しかし、全体としてどこまで対応できているかについて明確に把握できない状況にある。

課税の公平性を確保するとともに、調査票を発送する案件の抽出について相当の労力と時間がかけていることからすれば、少なくとも調査票を送付した案件については管理表を作成する等して申告が必要な案件と申告が不要な案件を明確に区分するとともに、申告が必要な案件についてどのような対応を行ったかについての顛末を明らかにすることが必要であると考えます。

#### 【措置の内容】

申告漏れ対象者として、当初課税後に未申告者を対象に市民税・県民税申告書（調査票）を送付し、自主申告を促すとともに、未申告者への電話調査や給与支払報告書未提出の特別徴収事業所調査による所得の適正な把握に努めており、その対応状況については調査カードに顛末を記録して、処理の進捗が判断できるように努めています。加えて、同調査票により申告された案件については、入力時に特定の調定コードを設定・入力しており、課税・非課税や調定額、

申告件数等、全体の事務進捗状況の顛末を明らかにすることとしました。

(市民税課)

#### 【監査結果】

② 減免申請に関する書類の管理を文書取扱規程どおりにすべきである

減免申請書類の処理手続きとして必要な手続きは、申請書に受付印を押印後、文書整理簿に申請書の受付日等を記載し、申請書に文書整理簿の番号を付す。次に、申請書は担当者に引き渡され、担当者は、減免が適用されるかどうかについて起案する。決裁後、減免の可否や減免金額等の決定内容が記載された「市民税及び県民税の減免について（通知）」（以下「通知文書」という。）を申請者に送付する。通知文書の送付にあたっては、文書整理簿の処理経過欄にその旨が記載される。また、通知文書には文書整理簿の番号の枝番号を付すこととされている（奈良市文書取扱規程第21条第5号）。

しかし、市の対応には、以下のような処理が見受けられた。

- 受付時に申請書に文書整理簿の番号を記載していない。
- 申請書に文書整理簿の番号を付さず、通知文書に文書整理簿の番号を付している。
- 通知文書に枝番号を付していない。

したがって、減免に関して処理手続きや内容等に特に指摘すべき事項はないものの、申請書等の紛失や処理漏れを防ぐために、文書整理簿による書類の管理方法について文書取扱規程どおりとすべきである。

なお、減免申請に関する書類の管理を行うに当たって、現在の文書取扱規程によるよりも効果的・能率的な方法が考えられるのであれば、新たなルールを定めることも考えられる。

#### 【措置の内容】

減免申請書等の紛失や処理漏れを防止するため、文書整理簿による書類の管理方法を奈良市文書取扱規程どおり行うように、担当職員に周知・指導を行うとともに、文書管理主査等により定期的に再点検することといたしました。また、業務マニュアルに減免申請についての処理手順を定めました。

(市民税課)

**【監査結果】**

③ 取下となった減免申請書の保管場所を定めるべきである

平成21年度市県民税減免申請受付簿を見ると、平成21年度に受付をした35件のうち、申請後取下となったものが1件、却下となったものが4件あった。そのうち、取下となった1件についての資料が別の場所に保管されており、検索に時間がかかった。

申請に基づいて行う審査等の進捗状況を確認するために、取下となった申請書等の資料についての保管場所を定めておく必要があると考える。

**【措置の内容】**

取下げとなった減免申請の資料についても、審査等の進捗状況を確認するため、他の減免申請書と同様の場所に保管することといたしました。

II 固定資産税・都市計画税の賦課について

(1) 減免（土地）について

(資産税課)

**【監査結果】**

① 申請当時と状況が変化しており、課税対象とすべきである

No.16については、施設誘致した際の緑地設置に対する減免であり、相手方と市の協議書が存在し、決裁も受けていた。当時は緑地とした公園を市が引き取ることが多かったが、この案件では相手方が公園を保有し管理もすることとなったため、協議により減免対象となったと推測される。しかし現場視察をしたところ、緑地ではなく、駐車場となっていた。その駐車場は月極駐車場となっており、有料で使用していると考えられ、課税対象とすべきである。課税した場合の税額を試算してもらったところ、平成22年度は545千円である。（市としては、緑地であるべき土地を駐車場として使用しており、目的外使用なので、課税交渉する予定であるとのことである。）

また、奈良市税条例第79条「固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。」と定められているが、減免対象者からは申告されていない。

### 【措置の内容】

現場確認の上、平成24年度から現況地目を雑種地とし、適正な課税をいたしました。

(資産税課)

### 【監査結果】

② 減免に係る申請書及び決裁書は適切に保存しておくべきである

減免の申請書及び決裁書を確認したところ、20件中7件(No.1～No.4及びNo.8～10)に申請書及び決裁書が見受けられなかった。いずれも歴史的風土特別保存地区に基づく減免(14頁(6)その他特例参照)であり、条例上は申請書及び決裁書が必要であるが、昭和43年頃に決定されたと推測されるが、廃棄もしくは当初から申請書を受領していなかったと考えられる。

### 【措置の内容】

当該事案については、昭和52年の庁舎移転時に紛失したものと推測されます。今後は奈良市文書取扱規程に基づき、適正に永久保存いたします。

(資産税課)

### 【監査結果】

③ 生活保護受給者の減免申請書が提出されていない

奈良市税条例第79条第1項第1号では、生活保護による減免対象者に申請書の提出を要求している。しかし、現状は、資産税課で前年度実績ベースから資産売却した者、亡くなった者を除いて、生活保護による減免者リストを作成し、そのリストを保護課に照会し、受給継続か廃止かの回答を得て減免を行っている。

平成21年度に対象となった者のうち、任意に6人について申請手続を確認したところ、3人について減免者リストに記載があった。また残りの3人については、平成21年度途中から減免対象となっていたことから、更正決定通知書の存在を確認した。

このように、条文に定めている申請書が提出されておらず、条例の規定とは異なる手続きによって減免処理がなされている。

一方、条例上、申請書を提出させることにはなっているが、資産税課でも申請書を提出させることは減免申請者にとって手間であり、また市にとっても保護課でチェックした上、資産税課でも別途チェックするのは非効率である。そのため、生活保護受給者に対する減免は、保護課からの通知で減免を行うなど、実態に合わせて条例を改正すべきである。

**【措置の内容】**

地方税法第367条では減免に関して、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免できることとされております。奈良市税条例第79条第2項により、申請書の提出が減免の前提となっています。平成24年度から奈良市税条例の規定のとおり、生活保護者に対して減免申請書を送付し、申請書を提出した者について減免いたしました。

(資産税課)

**【監査結果】**

④ 減免に係る決裁書には日付を記載しておくべきである

決裁書はあるものの、決裁書に日付が記載されていないものが2件(No.5、No.6)見受けられた。決裁を受けたときに、その日付も記載しておくべきである。

**【措置の内容】**

奈良市文書取扱規程に基づき、今後は適正に取り扱います。

(4) その他非課税(土地)について

(資産税課)

**【監査結果】**

① その他非課税(土地)に係る申請書及び決裁書は適切に保存しておくべきである

非課税の申請書及び決裁書を確認したところ、30件中10件(No.8、No.10、No.16、No.21、No.25～30)に申請書及び決裁書がなく、3件(No.1、No.19、No.20)については、申請書はあるが、決裁書はなかった。後日確認できるように、申請書及び決裁書は適切に保存しておくべきである。

**【措置の内容】**

奈良市文書取扱規程に基づき、今後は適正に保存いたします。

(資産税課)

**【監査結果】**

② 非課税に係る決裁書には日付を記載しておくべきである

決裁書はあるものの、決裁書に日付が記載されていないものが1件(No.14)見受けられた。後日確認できるように、決裁を受けたときに、その日付も記載しておくべきである。

**【措置の内容】**

奈良市文書取扱規程に基づき、今後は適正に取り扱います。

#### IV 市税の徴収について

(納税課)

**【監査結果】**

(1) 入金消し込み業務のチェック体制を強化すべきである

入金消し込み業務は、担当者のみで実施されている。係長や課長等の上席者は、消し込みの結果上がってくる入金総額を見てはいるが、数字が生成される過程が正しいかどうかを確かめていない。このような状況は、業務の管理監督が適切に行われているとは言い難いものである。たとえば、日々入金処理されているものの一部を抽出し、正しく処理されているかを実際に確かめるとともに、日々の金融機関への入金総額と入金消し込み金額とが一致しているかを確かめるなどが必要である。

このように、上席者は、適宜、入金消し込み業務が正しく実施されているかをチェックする必要がある。

**【措置の内容】**

指摘後より、担当者作成の市税日計表(収納機関・税目・現年過年滞納別)と市指定金融機関よりの入金報告書(一般会計税収)を係長・課長補佐・課長まで検収し、管理監督を強化しました。

(滞納整理課)

### 【監査結果】

#### (3) 差押財産の一覧表を作成すべきである

滞納処分を行った案件については滞納支援システムの中で個別管理しているのみであり、市が差押している財産の一元管理は行われていない。そのため公売に出品するかどうか検討する対象の網羅性は「職員の記憶」に頼っている状況であり、担当者の入れ替わりによって記憶から漏れる差押財産が生じる可能性を否定できない。また、将来的には換価して滞納税等に充当する可能性があること、特に動産については遺失する恐れがあること等からすれば、差押財産の一覧表を作成して適切な管理を行うべきであると考えます。

### 【措置の内容】

差押財産は、滞納管理システム及び個別ファイルにより管理しています。「差押財産一覧表」を作成し、一元管理することとしました。

(滞納整理課)

### 【監査結果】

#### (5) 徴収猶予処分にあって担保を徴すべきである

徴収猶予又は換価猶予をする場合には、猶予に係る金額が50万円以下である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合を除いて一定の担保を徴することが必要である（地方税法第16条第1項）。平成21年度における徴収猶予案件及び換価猶予案件すべてについてその内容を確認したところ、猶予金額682千円の案件について担保を徴することができない特別な事情がないにもかかわらず担保が徴されていなかった。法令に従って適切な対応を行う必要がある。

### 【措置の内容】

担保が徴収されていなかった当事案は、事業不振により納期限内の納付が困難なため徴収猶予を適用し、その間、分割納付の約束をしたが、履行されなかったため、徴収猶予を解除しています。今後は、徴収猶予処分にあって担保を徴し、法に基づき適切に処理します。

#### (10) 個別案件の検討結果

## ⑧ 個人3位

(滞納整理課)

### 【監査結果】

(ア) 適時に財産調査の結果を活用すべきである

本案件の場合、金融機関や保険会社などへの照会を定期的を実施し、適宜、財産の所有状況を確認しており、土地、建物などの不動産を所有していることがわかっている。しかし、所有が判明した当初は不動産には多額の抵当権が設定されているため差押などは行わなかった。

過去の財産調査から、抵当権の対象となっている債務は当初より減少している。また、所有している財産の中には家賃収入が見込まれる収益物件がある。このような状況ではいずれ抵当権が抹消される可能性が高いと考えられ、より早い段階で差押をしておくことが有効である。これにより、時効の進行を止めるなど、債権を保全することもできると考える。

(なお、平成22年12月7日に不動産を差押しているとのことである。)

### 【措置の内容】

本案件は、収益物件である不動産を平成22年12月1日に差押えし、続いて、自宅他3筆を同月7日に差し押え、滞納債権の保全をしました。その後、収益物件の差押えについて、事業の継続に不利益があるとの申出により、換価の猶予に切り替え、分納により納付中です。

今後も、適時に財産調査を行い、納税指導に活用してまいります。

## ⑨ 個人4位

(滞納整理課)

### 【監査結果】

(ア) 適時に参加差押すべきである

平成17年5月18日に改めて交付要求しているが、その対象は平成5年の固定資産税1,362千円のみである。これは交付要求の時点で少なくとも平成6年1期から平成11年3期までの租税債権2,731千円がすでに時効で消滅していたためである。当該事案についてみると、確かに競売は実行されたものの結局無配当で差押が解除されてはいるが、最近になって滞納税等の納付がなされていることからす

れば上記時効で消滅した租税債権についても徴収できた可能性を否定できない。いったん差押を行ったらそれで終わりというのではなく、納税義務者との交渉経過等を考慮して将来の回収が見込める案件については適時に参加差押を行う必要があると考える。

#### 【措置の内容】

差押えた案件は、「差押財産一覧表」に基づき、必要に応じて確認し、納付が望める案件については、納税指導を徹底して行うようにいたしました。また、納付が見込めない場合は、参加差押を徹底して行うようにいたしました。

(滞納整理課)

#### 【監査結果】

(イ) 時効管理を徹底すべきである

平成11年4期から平成16年4期までの租税債権12,725,300円について平成22年7月2日にシステム上時効消滅の処理が行われている(23年3月期に不納欠損処理される)。そもそも当該債権は平成16年12月28日に実施した交付要求の対象とされていたが、システム上平成17年5月16日に上記交付要求の「取下」処理を行ったためそこから5年経過した平成22年に時効が完成したことになる。

しかしながら平成16年12月28日に実施した交付要求はそもそも名義人が誤っていた無効なものであるため、「取下」処理ではなく「抹消」処理をすべきものであった(滞納整理課担当者によると平成16年12月に滞納支援システムを導入して入力に不慣れであったこと、「抹消」処理すると対象債権の記録がなくなってしまうため敢えて「取下」処理したと思われる、とのことであった)。時効の完成は不納欠損という会計処理に直接影響するため、その管理を徹底する必要があると考える。

#### 【措置の内容】

滞納処分等に係る処理内容をケース毎に精査し、滞納管理システムによる時効処理を再確認することで時効管理を徹底し、適正な不納欠損処理を行うようにいたしました。

V その他市税に関する事項について

### 3. 特殊勤務手当について

(納税課)

#### 【監査結果】

#### ① 特殊勤務手当の内部決裁文書を現状の組織と一致させるべきである

平成22年4月に行われた組織改編に合わせて内部決裁文書が改訂されていない。具体的には納税課について特殊勤務手当対象業務を明示した書面が作成されていない。文書化されたルールに基づかないで特殊勤務手当が支給されている状況にあるため、早急に改訂を行う必要があると考える。

#### 【措置の内容】

特殊勤務手当（外務手当）の対象業務について、平成23年4月1日に決裁し、その業務内容を文書規定いたしました。